

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/DR.1

Agenda item: AIと軍事 (AI and the military)

2025年8月5日

Sponsor: Argentina, Australia, Austria, Cambodia, Egypt, Ethiopia, Fiji, France, Iran, Israel, Japan, Norway, Panama, Portugal, Serbia, South Africa, South Korea, Syria, Tajikistan, Ukraine, United Arab Emirates, United Kingdom, and Venezuela

第80回国連総会第一委員会は、

国連決議A/RES/78/241を想起し、

2024年4月の「人類の岐路: 自立兵器システムと規制の課題」会議を想起し、

全世界で急速にAIの開発が行われている現状を認識し、

AIに対する不適切な学習によって人権侵害や不適切な軍事攻撃が発生する可能性があることを遺憾に
思い、

AIによる誤った情報が蔓延する可能性を不安に思い、

生成AIによる大規模な人権侵害及び軍事AIの無差別的で危険な使用に対処する機関がない現状を懸念
し、

現代の戦争技術におけるAIおよび自立兵器 (LAWS) の急速な進展に深い関心を寄せ、

AIによる攻撃について透明性が確保できていない現状を遺憾に思いながら言及し、

年少者における正しい判断力が不足し、責任能力が成人に比べ不足していることを考慮し、

全世界で共通のAIの平和利用に向けた取り組みが継続的に必要であることを強調し、

急速的なAI開発、使用が誤作動が発生させかねないことを不安に思い、

AIの誤作動による民間への被害が発生している現状を遺憾に思い、

AIによるデマ情報などの問題が発生する可能性を留意し、

CCWを中心とした国際的なガバナンス枠組みの中で、人間による「意味ある関与」の原則を明文化す
るべきとの立場を共有し、

AIの誤作動に関する責任基準が確定していないことを考慮し、

1. 自立型兵器システムなどのAI軍事技術の応用が、民間人攻撃を含む無差別攻撃の危険があることを改
めて確認する；
2. 「意味ある人間の関与」の原則を改めて確認し、全世界の共通認識とするよう呼び掛ける；
3. 加盟国に対し、以下の内容を含んだAIの倫理的な利用に関する国際ガイドラインの作成への協力及び
順守を要請する：
 - a. 生成AIの道義的な利用、

- i. 虚偽情報や偽装コンテンツの生成禁止,
 - ii. 暴力・差別・ヘイトを助長する内容のコンテンツの生成禁止,
 - iii. なりすましの生成禁止,
 - iv. 著作権侵害につながる学習・出力の禁止,
 - v. 上記に加えた柔軟な各国での法整備の促進;
 - b. 人間による意思決定の重要性の確認,
 - c. AI判断プロセスの透明化,
 - d. AI利用目的の明確化,
 - e. 個人のプライバシーの尊重とデータ保護の促進,
 - f. すべての無人ロボットによる軍事行動への人間の介入,
 - g. 軍事AIによる以下の対象に向けた攻撃の禁止,
 - i. 民間人,
 - ii. 自国内に侵入してきた攻撃の意思がある武装兵士以外の兵士
 - iii. 病院やシェルターなどの民間人が避難している場所および建物,
 - iv. 主要産業の本社やその国の中心となるビジネス拠点が集まっている都市,
 - h. 誤作動発生時の責任の明確化,
 - i. AIの平和的な技術利用の促進との両立;
4. 加盟国政府に対し、AI提供者にAI生成物の一部にAI生成物だとわかる符号の設置を行うよう依頼する；
5. 国際連合事務総長に対し、AI全般の安全な利用を継続的にモニタリングする以下の機能を付帯した新たな機関を設立するように依頼する：
- a. この場で合意された事項については、参加国に対し履行を義務とする,
 - b. 人間による雇用の安定性の確保,
 - c. AIの使用の情報共有,
 - d. 各責任所在の割合についてのジャッジメントを第三者視点で審議すること,
 - e. AIによる軍事兵器または生成AIによる被害が発生した際には、被害国の要請に基づき、連合軍の派遣及び国際的な合同調査の実施を可能とすること,
 - f. 主文3の国際ガイドラインの履行状況の確認及び勧告,
 - g. 民間への大規模損害発生時や国家によるAI使用時の人道、人権上の重大問題発生時の対応,
 - h. 国際司法裁判所との連携した責任所在、被害対策措置の確認;
6. 加盟国に対し、軍事AIの透明性の確保、責任追及能力の向上のため、以下の施策を行うよう要請する：

- a. 軍事AIの保有・使用状況の記録,
 - b. 有事の際に国連内に新たに設置する機関及び国際司法裁判所、ならびにCCWへの保有・使用記録の提出;
7. すべての締約国は、LAWSの運用において、致命的判断の最終決定を人間が行うことを義務付ける促す;
 8. 各国に対し、各国の成人年齢以下が人権侵害の可能性があるAIを利用することを禁止するよう要請する;
 9. 加盟国に対し、本会議の5年後に同議題の会議を国際連合総会第一委員会で開催するよう呼びかける;
 10. 加盟国政府に対し、AIの誤作動およびそれによる被害を最大限減らす取り組みを行うよう要請する;
 11. 国連内に新たに設置する機関に対し、誤作動によって大規模な民間への損害が発生した場合に、迅速かつ、適切な措置を行うよう強く要請する;
 12. 加盟国に対し、国家でのAIの使用により人道上または人権上の重大な問題が発生した場合は、国連内に新たに設置する機関又は国際司法裁判所に付託するよう促す;
 13. 各国に対し、各国は戦闘時における致命的な行動命令に先立ち、倫理的法的評価を実施する人員を配備する体制の整備を行うことを要請する;
 14. 加盟国、国際司法裁判所及び新たに国連に設置する機関に対し、以下の対策充実度に応じて、被害の責任を、国家、開発元、提供者、使用者への責任、被害対応措置を課すよう促し、または、段階に応じた共同責任と定めるよう要請する:
 - a. 誤作動による被害の事前予測,
 - b. 製造段階における事故防止措置,
 - c. 安全点検等の事前に講じたリスクヘッジ,
 - d. 誤作動発生時の対応措置の用意.